

## 地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会報告書を公表（総務省）

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

総務省は、地方単独事業（ソフト）に係る決算情報について、全国の状況をより詳細に把握・分析し、その「見える化」の在り方を検討するため、平成30年5月から「地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会」（座長：小西砂千夫 関西学院大学人間福祉学部・大学院経済学研究科教授）を開催してきたが、報告書が取りまとめられ、3月27日公表した

報告書の主な内容と今後の課題を簡単にまとめた。

### 1. 検討会報告書の主な内容

#### ■公表資料

地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会報告書 PDF

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000613554.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000613554.pdf)

【別紙1】平成29年度調査表記載要領 PDF

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000609012.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000609012.pdf)

【別紙2】歳出小区分別決算額（平成29年度）EXCEL

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01zaisei07\\_02000247.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000247.html) (HP)

【別紙3】各団体からの意見 PDF

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000609015.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000609015.pdf)

#### ■報告書の構成

第1 地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関するこれまでの経緯（小項目略）

第2 平成29年度決算調査（小項目略）

第3 平成29年度決算調査結果（小項目略）

第4 今後の課題

1. 平成29年度決算調査を通じて明らかになった課題

(1) 歳出小区別の設定のあり方

(2) 歳出小区分への計上の精度向上

(3) システム改修による対応の必要性

2. 平成30年度決算調査

(1) 平成30年度決算調査の方針

(2) 平成30年度決算調査の実施時期

第5 提言

## ■提言（全文）

地方公共団体は、それぞれの地域の実情や住民のニーズを踏まえ、多種多様な地方単独事業（ソフト）を実施しており、総務省においては、その決算情報を明らかにする取組が進められてきた。

さらに近年、地方単独事業（ソフト）の規模が大きくなっていること等を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）では、「地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する」こととされた。

このため、本検討会を設置し、地方財政計画の一般行政経費（単独）に相当する地方単独事業（ソフト）に係る決算情報について、全国の状況をより詳細に把握・分析し、その「見える化」のあり方を検討してきた。

検討会においては、検討の視点として、①地方単独事業（ソフト）を詳細に把握するため新たな歳出小区分を設定すること、②歳出小区分の設定に当たっては地方公共団体の自主性・主体性を制約することとならないようにすること、③新たな歳出区分の設定に伴う地方公共団体の事務負担、システム改修の必要性等に留意すること、等を整理した上で検討を重ねた結果、地方自治法施行規則別記において設定されている歳出区分と基本的に一致する目的別大区分・中区分の下に 371 の歳出小区分を設定することが適当であるとの結論に至った。

総務省では、新たな歳出小区分にに基づき、平成 29 年度決算調査を実施した結果、ほとんど全ての地方公共団体から協力を得られ、地方単独事業（ソフト）の決算額 21.3 兆円について、歳出小区分別の決算額が取りまとめられたところである。

一方、同時に実施した地方公共団体への意見照会結果によると、歳出小区分の設定について多くの意見が寄せられるとともに、歳出小区分への計上の精度を確保するため記載要領の明確化等を求める意見のほか、各団体の調査結果が他団体と比較できる精度で正しく計上されているかを検証する必要があるとの意見も多く寄せられた。また、システム改修による対応の検討については、平成 29 年度決算調査は各団体の事務負担が大きく、今後決算統計として調査・公表するためには、各団体のシステム改修による対応が不可欠との意見が 7 割を超えている。さらに、決算統計システムによる調査を実施するためには、総務省におけるシステム対応とそのため予算措置が不可欠であることが判明したところである。

したがって、平成 29 年度決算調査結果について一方、同時に実施した地方公共団体への意見照会結果によると、歳出小区分の設定について多くの意見が寄せられるとともに、歳出小区分への計上の精度を確保するため記載要領の明確化等を求める意見のほか、各団体の調査結果が他団体と比較できる精度で正しく計上されているかを検証する必要があるとの意見も多く寄せられた。また、システム改修による対応の検討については、平成 29 年度決算調査は各団体の事務負担が大きく、今後決算統計として調査・公表するためには、各団

体のシステム改修による対応が不可欠との意見が7割を超えている。さらに、決算統計システムによる調査を実施するためには、総務省におけるシステム対応とそのため予算措置が不可欠であることが判明したところである。

したがって、平成29年度決算調査結果については、歳出小区分の設定のあり方及び歳出小区分への計上の精度を検証するための試行調査であって、各歳出小区分への振り分け及び計上については各地方公共団体による判断のもと行われているものであり、現時点において必ずしも統一されていないことに留意する必要があることを明示すべきである。

検討会としては、平成29年度決算調査結果を踏まえつつ、①歳出小区分の設定のあり方（区分の数及び名称の妥当性）、②歳出小区分への計上精度の向上（振り分けの統一性及び数値の正確性）、③システム改修による対応の必要性等の課題への対応方策について、引き続き検討を行う必要があると考える。

総務省においては、各地方公共団体において歳出小区分と各事業の紐付けを行う作業に係る事務負担等を踏まえ、各歳出小区分をできる限り早期に固めるなど、これらの課題に適切に対応しつつ、地方公共団体に対しては、平成32年度にシステム改修を行うよう要請した上で、早ければ平成33年度に行う平成32年度決算調査から決算統計システムによる調査を実施する方向で検討を進めるべきである。なお、決算統計システムによる調査を実施することができるようになるまでは、各年度の決算調査は試行調査として実施すべきである。その際、自治体クラウド導入などシステム効率化に向けた取組と整合的に進められるよう配慮すべきである。

地方単独事業（ソフト）の「見える化」は、地方単独事業（ソフト）の決算情報について、全国の状況を把握・分析するために行うものであり、地方公共団体が、地方単独事業により、どのような行政サービスを行っているのかについて、全国の状況を把握・分析することには重要な意義がある。

同時に、地方公共団体は、福祉やまちづくりなど様々な地域のニーズに対応するため、創意工夫を活かした単独事業を実施しており、国の政策と相まってその効果を発揮しているものも多い。したがって、地方単独事業については、地方公共団体の自主性・主体性を尊重することが肝要であり、その事業の適否は、地方公共団体自らが判断するものであって、今回の「見える化」の取組を通じて国が個別の地方単独事業の適否を判断し、地方財政計画の一般行政経費を圧縮するといったこととならないようにすべきである。また、「見える化」によって地方公共団体の事務負担が過度なものとなることのないよう十分に配慮すべきである。

地方分権や地方創生の推進の観点から、各地方公共団体が自らの政策決定や予算編成において、全国の状況を参考に、より適切な判断を行う一助となるよう、地方公共団体の理解と協力を得ながら、地方単独事業（ソフト）の「見える化」の取組を推進することを期待する。

## 2. 今後の課題

総務省の自治体に関する決算情報は、現在次のようなものがある。

地方財政白書、普通会計決算の概要、地方財政統計年報、財政指数表、決算カード、財政状況資料集、地方公共団体の主要財政指標一覧、決算状況調（都道府県／市町村別）、地方財政状況調査個別データ（都道府県／市町村）、基金残高等一覧（都道府県／市区町村）などである。

今回の検討会の検討内容は次の3点とされた。

- (1) 地方単独事業（ソフト）についての歳出区分の設定
- (2) 歳出区分を踏まえた、地方単独事業（ソフト）についての調査表の策定
- (3) 地方単独事業（ソフト）についての調査表を踏まえた「見える化」のあり方

検討の視点として検討会は、①地方単独事業（ソフト）を詳細に把握するため新たな歳出小区分を設定すること、②歳出小区分の設定に当たっては地方公共団体の自主性・主体性を制約することとならないようにすること、③新たな歳出区分の設定に伴う地方公共団体の事務負担、システム改修の必要性等に留意すること、等をあげた。

この検討内容については、「新たな歳出区分の設定」が重要だと思われるが、上記の検討内容・検討視点は、いずれも「さらに検討をすすめる」こととしている、たとえば「歳出小区分の設定のあり方」については次のように述べている。

### <歳出小区分の設定のあり方>

歳出小区分のあり方については、「第3 平成29年度決算調査結果 2.各団体からの意見」に記載のとおり多くの意見が寄せられたところであり、歳出小区分の振り分けの統一性を確保するため、検討会においても、以下の意見が出されたところであり、地方公共団体の意見やヒアリングも踏まえながら、引き続き検討を行う必要がある。

- ・ 人件費の計上に関しては、各目的別中区分の下に人件費のみを計上する歳出小区分を設定することも考えられる。
- ・ 地方自治法施行規則別記に規定されている款項目と基本的に一致する各目的別中区分の下に歳出小区分を設定することとなるため、地方自治法施行規則別記も改正し、各団体の予算及び決算への経費の計上基準についても明確化すべきではないか。

ただし「目」について、現状は各自治体において柔軟に設定していると思われる（報告でも提言の中に「各歳出小区分への振り分け及び計上については各地方公共団体による判断のもと行われている」との記載がある）。したがって今後すすめる検討は、次の提言の内容を踏まえるべきである。

### <提言（抜粋）>

地方公共団体は、福祉やまちづくりなど様々な地域のニーズに対応するため、創意工夫を活かした単独事業を実施しており、国の政策と相まってその効果を発揮しているものも多い。したがって、地方単独事業については、地方公共団体の自主性・主体性を尊

重することが肝要であり、その事業の適否は、地方公共団体自らが判断するものであって、今回の「見える化」の取組を通じて国が個別の地方単独事業の適否を判断し、地方財政計画の一般行政経費を圧縮するといったこととならないようにすべきである。また、「見える化」によって地方公共団体の事務負担が過度なものとなることのないよう十分に配慮すべきである。

▽   ▽   ▽

この提言の内容、すなわち自治体の「自主性・主体性」の尊重はきわめて重要である。それは、今回の検討会の7人の委員の中に3人の自治体職員が入っていたことが重要であった（県、市、町から各1人）。

ところで、今回の「新たな歳出区分設定のあり方」には「節」にたいする検討はふくまれなかった。私見としては、ぜひ「節」も検討すべきだと思う。現行の「節」は、地方自治法施行規則によって性質別に28節に分類されている。そして歳出予算の節は区分変更が不可能と解釈されている。

特に筆者が課題だと考えているのは「委託料」である。委託料に関する説明は、「試験、研究及び調査並びに映画等製作委託料」となっており、現在一般的な委託の現状とは合致していない。それはこの28節は、地方自治法施行規則策定時（昭和二十二年内務省令第二十九号）から改正されていないからである。したがって、たとえば指定管理料も委託料から支出されている。指定管理料は委託料から分離し、新たな「節」として独立させるべきである。

ほかにも課題はあると思われる。今後の議論に期待したい。